(b)　(a)の規定にかかわらず、

(i)　再生可能な低炭素ガスの利用が可能であり、かつ、電力一キロワット時当たり化石燃料由来の二酸化炭素排出量が三百八十グラム未満である発電所及びインフラストラクチャーを通じ石油ガスその他のガス状炭化水素（第二七・一一項）から生産される電気エネルギー（第二七・一六項）は、二千三十年十二月三十一日後に第三部の規定についてのみエネルギー分野における経済活動の定義から除外される。

(ii)　再生可能な低炭素ガスの利用が可能であり、かつ、電力一キロワット時当たりの化石燃料由来の二酸化炭素排出量が三百八十グラム未満である発電所及びインフラストラクチャーを通じ石油ガスその他のガス状炭化水素（第二七・一一項）から生産される電気エネルギー（第二七・一六項）であって、第二七・〇一項から第二七・一〇項までのエネルギー原料及びエネルギー産品からの電気エネルギー（第二七・一六項）の生産に係る既存の投資に代わる投資に関するものは、二千二十四年十二月三日に承認されたこの附属書の第Ｂ節の修正の効力発生の日から十年後に第三部の規定についてのみエネルギー分野における経済活動の定義から除外される。

(iii)　パイプライン（安全で持続可能かつ再生可能な低炭素ガス（水素を含む。）の輸送が可能であるパイプラインに限る。）を通じた石油ガスその他のガス状炭化水素（第二七・一一項）の運送、輸送及び分配は、二千二十四年十二月三日に承認されたこの附属書の第Ｂ節の修正の効力発生の日から十年後に第三部の規定についてのみエネルギー分野における経済活動の定義から除外される。

(2)　スイスにおいて二千二十五年九月三日以後に形成された投資財産に関し、次に掲げるエネルギー原料及びエネルギー産品並びに活動は、第三部の規定についてのみエネルギー分野における経済活動の定義から除外される。

(a)　二八〇四・一〇　水素。ただし、引き続き、エネルギー分野における経済活動の定義の対象とされる低炭素水素及び再生可能エネルギー由来の水素を除く。低炭素水素とは、化石燃料由来の水素又は電気由来の水素であって、そのライフサイクル全体における温室効果ガスの排出量が水素一トン当たり二酸化炭素換算量で三トン未満に著しく削減されたものをいう。再生可能エネルギー由来の水素とは、再生可能な資源から生産される水素であって、そのライフサイクルにおける温室効果ガスの排出量が水素一トン当たり二酸化炭素換算量三トン未満のものをいう。

(b)　合成燃料。ただし、排出を抑制することなく化石燃料から生産される合成燃料と比較して、そのライフサイクルにおける温室効果ガスの排出が著しく削減されたものを除く。著しく削減されたものとは、七十パーセント以上の抑制を達成していることと了解される。

(3)　英国において二千二十五年九月三日以後に形成された投資財産に関し、次に掲げるエネルギー原料及びエネルギー産品並びに活動は、第三部の規定についてのみエネルギー分野における経済活動の定義から除外される。

(a)　附属書ＥＭに掲げる第二七・〇一項から第二七・一五項までのエネルギー原料及びエネルギー産品並びにこれらから生産される電気エネルギー（第二七・一六項）

(b)　二八〇四・一〇　水素。ただし、引き続きエネルギー分野における経済活動の定義の対象とされる低炭素水素を除く。低炭素水素とは、投資財産が形成された時点で公表されている英国の低炭素水素基準を満たすものであって、次に掲げるものをいう。

(i)　化石燃料由来の水素であって、その生産の工程において二酸化炭素の回収及び貯留を行うもの

(ii)　電気由来の水素

(iii)　その他の生産方法から生産される水素

(c)　(a)及び(b)の規定は、引き続きエネルギー分野における経済活動の定義の対象に含まれる次に掲げるエネルギー原料及びエネルギー産品には、適用しない。

(i)　二酸化炭素の回収及び貯留を利用することにより、そのライフサイクルにおける温室効果ガスの排出量が著しく削減された発電所及びインフラストラクチャーを通じ石油ガスその他のガス状炭化水素（附属書ＥＭ中の第二七・一一項）から生産される電気エネルギー（附属書ＥＭ中の第二七・一六項）

(ii)　パイプライン（再生可能な低炭素ガスの輸送が可能なパイプラインに限る。）を通じた石油ガスその他のガス状炭化水素（附属書ＥＭ中の第二七・一一項）の運送、輸送及び分配

(4)　二千二十四年十二月三日に採択されたこの条約の改正が効力を生ずるまでの間、第三部の規定は、次に掲げる締約国の地域における他の締約国の投資財産であって、この節において当該他の締約国が除外するエネルギー原料及びエネルギー産品又は活動に関するものについては、適用しない。

(a)　1　日本国

(b)　二千二十四年十二月三日に採択されたこの条約の改正が効力を生ずるまでの間、次に掲げる締約国は、他の締約国の投資財産であって、この節において当該他の締約国が除外するエネルギー原料及びエネルギー産品又は活動に関するものについて生ずる紛争に関しては、第二十六条(3)(a)の規定に基づいて無条件の同意を与えない。

1　スイス

2　トルコ

○経済産業省告示第百二十四号

情報セキュリティ管理基準（令和七年改正版）を次のように定め、令和七年八月二十九日から適用する。なお、平成二十八年経済産業省告示第三十七号は、令和七年八月二十八日限り廃止する。

令和七年八月二十九日

経済産業大臣　武藤　容治

情報セキュリティ管理基準（令和７年改正版）

Ⅰ．概要

1.1　主旨

インターネットをはじめとする情報技術（ＩＴ）が組織体の活動や社会生活に深く浸透することに伴い、情報セキュリティの確保は、組織体が有効かつ効率的に事業活動を遂行するための必要な条件、安全・安心な社会生活を支えるための基盤要件となっている。一般に組織体に求められる情報セキュリティ対策は、組織、人、運用、技術、法令など多様な観点からみた具体的な対策が要求されており、ＩＴが浸透した企業においては、これらに加えて内部統制（法令順守、情報管理等）の仕組みを情報セキュリティの観点から構築・運用する体制の確立も強く望まれている。

このような状況を踏まえ、経済産業省では、平成15年に、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロール（管理策）を整備・運用するための実践的な規範として、「情報セキュリティ管理基準」（平成15年経済産業省告示第112号）を策定した。その後、情報セキュリティマネジメントに関する国際規格であるＩＳＯ／ＩＥＣ　27001（ＪＩＳ　Ｑ　27001）及びＩＳＯ／ＩＥＣ　27002（ＪＩＳ　Ｑ　27002）の策定及び改訂を受けて、平成20年及び平成28年にそれぞれ管理策等の見直しを実施した改正版を策定している。本管理基準は、改正時点での情報セキュリティマネジメントに関する最新規格であるＪＩＳ　Ｑ　27001：2023及びＪＩＳ　Ｑ　27002：2024に準拠させたものである。